

報告事項サ

鳥取西高等学校整備のあり方検討会の設置について

鳥取西高等学校整備のあり方検討会の設置について、別紙のとおり報告します。

平成22年7月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取西高等学校整備のあり方検討会の設置について

教育環境課・文化財課

平成22年7月27日

県立鳥取西高等学校の整備に向け、「文化財（遺構）の保存と活用」、「生徒の安全確保」、「教育環境の改善」の観点から、整備の方向を検討するため、鳥取西高等学校整備のあり方検討会を設置する。

1 鳥取西高等学校整備のあり方検討会委員

学識経験者

- ・池本 百代【鳥取女性中央会幹事、まちづくりレディース鳥取会長】
- ・岡田 昭明【鳥取大学名誉教授、県文化財保護審議会会長】
- ・坂出 徹【鳥取商工会議所専務理事】
- ・錦織 勤【鳥取大学教授、県文化保護審議会部会長】
- ・濱田由紀子【鳥取県弁護士会副会長】
- ・東樋口 護【鳥取環境大学副学長】
- ・道上 正規【財）とっとり地域連携・総合研究センター理事長】

学校関係者

- ・青木 節也【鳥取西高等学校校長】
- ・池内 勝彦【鳥取西高等学校PTA会長、同窓会副会長】
- ・松下栄一郎【鳥取西高等学校同窓会副会長】

鳥取市

- ・楮原 伸一【鳥取市教育委員会事務局教育次長】

計11名

2 第1回開催予定

(1) 日 時 8月2日(月) 13時30分～

(2) 場 所 鳥取県庁 議会棟 特別会議室

< 参考 >

鳥取西高等学校整備のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 県立鳥取西高等学校の整備に向け、その方向性を検討するため、鳥取西高等学校整備のあり方検討会(以下「あり方検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 あり方検討会は、鳥取県教育委員会教育長の求めに応じて、「文化財(遺構)の保存と活用」、「生徒の安全確保」、「教育環境の改善」の観点から、県立鳥取西高等学校の整備の方向性を検討し、その結果を教育長に報告する。

(委員)

第3条 あり方検討会の委員は、学識経験者、学校関係者及び行政関係者等から鳥取県教育委員会が選任する。

2 委員は別表に掲げる者をもってあてる。

(座長等)

第4条 あり方検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 あり方検討会の会議(以下「会議」という。)は、委員をもって構成する。

2 会議では、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員に特別な事情がある場合は、代理者が出席することができる。

(事務局)

第6条 あり方検討会の事務局は、鳥取県教育委員会事務局教育環境課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、あり方検討会の運営に関し必要な事項は、あり方検討会が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年7月 日から施行する。